

介護保険制度に関する緊急要望

平成11年9月16日

全国町村会

介護保険制度に関する緊急要望

町村は、介護保険制度の明年4月の施行に向けて懸命の努力を傾注しているところである。

本会は、これまでに介護保険制度の円滑な導入に必要なとされる事項について、数次にわたり要請してきたところであるが、今回は現段階において特に重要とされる下記事項について要望する。

国におかれては、早急に適切な措置を講じられたい。

記

1. 介護保険制度の円滑な実施のための対策について

国は、平成12年度予算シーリングの閣議了解において、「介護制度の円滑実施のための対策に要する経費については、予算編成過程で検討する」とされたところであるが、①保険料対策、②低所得者対策、③介護保険対象外者対策等について具体的な内容が明らかにされないと町村における諸準備に多大な影響を及ぼすこととなるので、本会の要望を踏まえ、同対策の内容を遅くとも10月初めまでに示すこと。

2. 同居家族に対する訪問介護に係る基準について

去る、8月23日に医療保険福祉審議会に諮問された同居家族に対する訪問介護制度は、町村において訪問介護員を確

保するうえで大変有効であり、要介護者の選択肢が広まることから評価するものである。

しかしながら、「訪問介護員がその同居家族を介護する時間の全勤務時間に占める割合が、おおむね二分の一を超えないこと」とする厳しい要件が付けられていることから、実行上の制約となり活用できないおそれがあるので、同要件の削除等町村が有効に活用できるよう措置すること。

グループホームへの悪質な事業者の進出防止

◇ 痴呆性グループホームの特徴

—— 密室性、小規模性、判断力が弱く訴える力のない利用者

※ お年寄りを喰いものにする悪質な事業者が混入するおそれ

◇ 対応 —— 指定基準の強化

ハード

- ❖ 地域の住宅地の中にあること（周りの目が届くこと）
- ❖ 居室の面積要件
- ❖ ユニット数の制限

ソフト

- ❖ 第三者による見守り
- ❖ 職員の専門性（実績、経験、知識）
- ❖ 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの活用